

GLOBAL CODE OF ETHICS FOR TOURISM

- ・ 99年9月サンチャゴWTO総会にて採択予定
- ・ 全ての観光関係者の Code of Ethics を規定。

Article 1 相互理解に関する観光の貢献

- (1) 人類に共通な倫理的価値観（地域の多様性、哲学的、道徳的信念への寛容と敬意）を醸成することが責任ある観光の根本であり帰結である。；観光開発関係者や旅行者は、社会や文化の伝統、少数民族や原住民を含めた全ての人々の習慣をよく理解し、その価値を認識すべき。
- (2) 観光活動は、訪問国の特質や伝統との調和、また法律や風習に配慮しつつ行わなければならない。
- (3) 観光地の地域社会と専門家とはお互いに連絡を密にし、来訪する旅行者を尊重し、彼らの生活様式、好み、期待等をよく研究するべきである。；専門教育と訓練はホスピタリティの向上に貢献する。
- (4) 公的機関は、旅行者の安全確保に努めるべきである。；特に弱い立場にある外国人旅行者に注意を払うべき。彼らが必要とする、予防、安全、保険、援助等に関する情報の充実をはかるべき。；旅行者や観光産業従事者に対する如何なる襲撃・暴行・誘拐や脅迫、また観光施設や文化・自然遺産の故意による破壊は、厳しく非難され、また該当する法律により罰せられるべき。
- (5) 旅行者や訪問者は、訪問国の法律において犯罪とされる、または犯罪と見なされる行動をとってはならない。地元の住民に不快・有害と思われる行為、また環境を破壊する行為を慎まなければならない。；すべての不法の薬・武器・骨董品・保護動物や物品・危険物、国内規則による禁止物の取引をしてはならない。
- (6) 旅行者や訪問者は、訪問しようとしている国の特性を、出発前によく知っておく責任がある。；日常の環境と異なる旅先での健康や安全に関するリスクを認識し、気をつけて行動するべき。

Article 2 個々人の充足のための観光の役割

- (1) 休暇、レクリエーション、娯楽、スポーツ、文化や自然とのふれあい等の活動に最も関連した観光は、個々人の充足にとって重要な手段である。；心を開いて観光を行った場合、自己学習の 人々や文化の違い、多様性を知る
- (2) 観光活動は、男女平等であるべき。
- (3) 性的搾取や児童搾取は、観光の基本的目的と矛盾するものである。
- (4) 宗教、健康、教育、文化等を目的とする旅行は促進されるべし。
- (5) 観光による国際交流の促進や社会的、経済的及び文化的効果を教育カリキュラムに盛り

込むべき。

Article 3 持続的発展と観光

- (1) 全ての観光開発関係者は、自然観光の保全に注意すべき。
- (2) 観光開発に際して、国や地方自治体は高いプライオリティをおくべき。
- (3) 観光インフラは、エコシステムや生態系を保全すべし。
- (4) Nature Tourism やエコツーリズムは観光の地位を高める重要な考え方である。

Article 4 人類の文化的遺産と観光

- (1) 観光資源は人類共通の遺産であり、コミュニティはその保全に責任を有する。
- (2) 観光政策策定にあたっては、文化的資源保全につとめなければならない。
- (3) 文化的遺産に対して、財政的支援を講じていかななければならない。
- (4) 伝統的文化活動、工芸、民芸等の保全につとるべし。

Article 5 ホスト国・コミュニティに便益をもたらす観光

- (1) 住民は、地域に雇用や経済効果をもたらす観光との共生をはかるべき。
- (2) 観光政策策定にあたり、地域の生活環境向上に注意すべき。
- (3) 島嶼地域に対しては、特に注意を払うべき。
- (4) 観光開発関係者、観光開発が環境や自然にもたらす効果をアセスメントしつつ事業を推進すべし。

Article 6 観光開発における関係者の義務

- (1) 観光関係者は、旅行者に客観的、正確な情報提供をすべき。
- (2) 観光関係者は、旅行者のアクシデントの未然防止等に配慮すべき。
- (3) 観光関係者は、旅行者の文化的、精神的な旅の充足に貢献すべき。
- (4) 公的機関は、旅行会社の倒産への対応等旅行者の保護をすべき。
- (5) 政府は、自国民に対して旅行に関する危険情報（特に海外）を知らせる義務がある。
- (6) プレスは、旅行に関し公正で均衡のとれた報道をすべき。

Article 7 観光に関する権利

- (1) 旅をし、人生を楽しむ権利は地球上の全ての者が有する。
- (2) 観光に関する普遍的な権利は、人間の当然の権利である。
- (3) 公的機関は social tourism を重視すべし。
- (4) 家族、青年、学生、老年層における観光をより促進すべし。

Article 8 旅行における移動の自由

- (1)旅行者は、自由に移動できる権利を有しなくてはならない。
- (2)旅行者は、国内外において、伝達手段の確保がなされるべき。
- (3)旅行者は、訪問国の国民と同等に扱われるべき。
- (4)国境における行政手続きは、最小限にすべき。
- (5)旅行者の経済状況に関わらず、旅行者が旅行可能であるべき。

Article 9 観光関連産業における従事者及び経営者の権利

- (1)基本的権利として、観光産業従事者の最低限の生活保証は、国家又は地方自治体により保証されるべき。
- (2)観光産業従事者は、適切な、継続的なトレーニングをうける権利を有する。
- (3)何人も、観光分野に関するの専門的活動を学習する資格がある。

Article 10 Global Code の各条項の実施

- (1)公的セクターと私的セクターが協力して本CODEを実施して行かなくてはならない。
- (2)観光開発関係者は、国際機関の役割を認識すべし。
- (3)紛争が発生した場合、第3者機関である「観光倫理世界委員会 (World Committee on Tourism Ethics) 」に調停を依頼することとする。